

事業所の信用のために 正しく計量 しましょう

「はかり」の定期検査を
受けましょう
(2年に1回)

商品を正確にはかりましょう
(風袋引き・自然減量に注意)

検定証印などが付された「はかり」を使いましょう

取引・証明に使用する「はかり」は、検定証印又は
基準適合証印のあるものでないと使用できません。

検定証印



25.4

基準適合証印



25.4



検定を行った年月の表示
(平成25年4月)

この家庭用計量器の表示がある「はかり」は、取引・証明に使用できません。

全国特定市計量行政協議会関西地区会

「はかり」を正しく使いましょう!



定期検査を受けましょう

取引・証明に使用する「はかり」は、2年に1回、市が行う定期検査を受けなければいけません。
対象事業所は、食料品の卸・販売事業所、運送業、医療機関(薬用・体重計)、学校(体重計)などです。



適正計量管理事業所として「はかり」を自主管理しているところや、計量士による検査(代検査)を受けている場合は、市が行う定期検査は免除されます。

※検定証印、基準適合証印、合格シールが無い「はかり」で取引・証明用として使用されているものがあれば、市の計量担当部署へご連絡ください。



「はかり」を正しく使いましょう

① 「はかり」の設置

安定が良く、風や振動がないところで、水平に設置する。

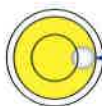
ポイント

「はかり」についている水平器で水平をチェック!!

正常



不良

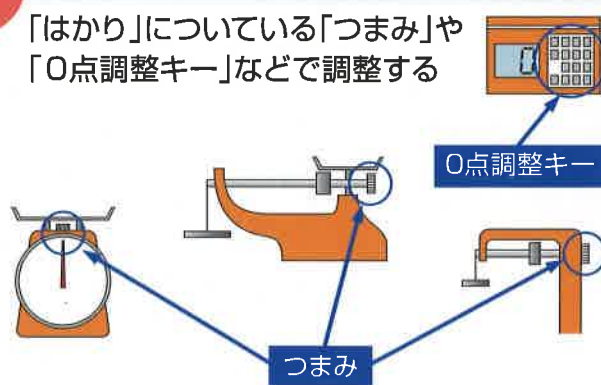


気泡

② ゼロ点を確認しましょう

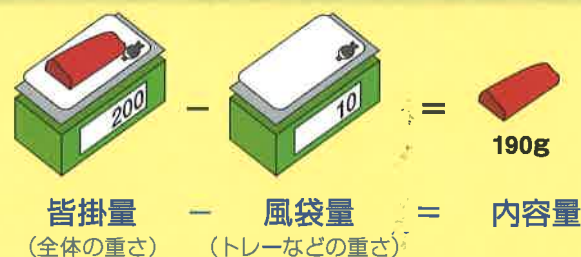
ポイント

「はかり」についている「つまみ」や「0点調整キー」などで調整する



③ 風袋引きを行いましょ

トレーやラップ、葉包紙などの「風袋(ふうたい)」の重さは商品の内容量に含まれません。常に風袋の重さを把握し、「はかり」による風袋引きなどを使用して適切に計量しましょう。



④ 自然減量に注意しましょ

商品の中には、時間が経つと水分の蒸発により内容量が減少するものがあります。こまめな計量を心掛けましょう。

商品の計量に関する制度

特定商品と量目公差

計量法では、食料品や日用品などで、販売者・消費者相互において計量販売意識が強い商品や、計量販売が定着している商品(精米、食肉、野菜、魚介類など29種類の商品)が「特定商品」とされ、その「特定商品」については「量目公差」が定められています。「量目公差」は計量における誤差の範囲として法律で定められたものです。

特定商品と表記義務

「特定商品」のうち、指定された商品について、密封して販売する時は、正しい単位記号を使用して内容量を表示し、詰込者、販売者の氏名(名称)、住所を表示しなければいけません。

◆特定商品と量目公差(抜粋)

① 第1種量目公差		
商品の表示量(取引量)		公差
5g以上	50g以下	-4%
50gを超え	100g以下	-2g
100gを超え	500g以下	-2%
500gを超え	1kg以下	-10g
1kgを超え	25kg以下	-1%

(表示量の単位がmlの場合を含む)

② 第2種量目公差		
商品の表示量(取引量)		公差
5g以上	50g以下	-6%
50gを超え	100g以下	-3g
100gを超え	500g以下	-3%
500gを超え	1.5kg以下	-15g
1.5kgを超え	10kg以下	-1%

※①、②の表中、パーセントで表される誤差は、表示量に対する百分率

特定商品 (量目公差が定められている商品)	正味量表記義務商品 (左のうち密封したときに量目表記等が必要な商品)	量目公差 の種別	量目公差が適用 される取引量の上限
1. 精米及び精麦	左に掲げるもの	①	25kg
2. 豆類(未成熟のものを除く)及びあん、煮豆その他の豆類の加工品			
(1)加工していないもの	(1)左に掲げるもの	①	10kg
(2)加工品	(2)左に掲げるもののうち、あん、煮豆、きなこ、ピーナッツ製品及びはるさめ	①	5kg
3. 米粉、小麦粉その他の粉類	左に掲げるもの	①	10kg
4. でん粉	左に掲げるもの	①	5kg
5. 野菜(未成熟の豆類を含む)及びその加工品(漬物以外の塩蔵野菜を除く)			
(1)生鮮のもの及び冷蔵したもの	(1)左のうち該当するものなし	②	10kg
(2)缶詰及び瓶詰、トマト加工品並びに野菜ジュース	(2)左に掲げるもの	①	5kg又は5L
(3)漬物(缶詰及び瓶詰を除く)及び冷凍食品(加工した野菜を凍結させ、容器に入れ、又は包装したものに限り)	(3)左に掲げるもの(らっきょう漬以外の小切り又は細刻していない漬物を除く)	②	5kg
(4)(2)又は(3)に掲げるもの以外の加工品	(4)左に掲げるもののうち、きのこの加工品及び乾燥野菜	①	5kg
6. 果実及びその加工品(果実飲料原料を除く)			
(1)生鮮のもの及び冷蔵したもの	(1)左のうち該当するものなし	②	10kg
(2)漬物(缶詰及び瓶詰を除く)及び冷凍食品(加工した果実を凍結させ、容器に入れ、又は包装したものに限り)	(2)左に掲げるもの	②	5kg
(3)(2)に掲げるもの以外の加工品	(3)左に掲げるもののうち、缶詰及び瓶詰、ジャム、マーマレード、果実バター並びに乾燥果実	①	5kg
7. 砂糖	左に掲げるもののうち、細工もの又はすき間なく直方体状に積み重ねて包装した角砂糖以外のもの	①	5kg
8. 茶、コーヒー及びココアの調製品	左に掲げるもの	①	5kg
9. 香辛料	左に掲げるもののうち、破碎し、又は粉砕したもの	①	1kg
10. めん類	左に掲げるもののうち、ゆでめん又はむしめん以外のもの	②	5kg

特定商品 (量目公差が定められている商品)	正味量表記義務商品 (左のうち密封したときに量目表記等が必要な商品)	量目公差 の種別	量目公差が適用 される取引量の上限
11.もち、オートミールその他の穀類加工品	左に掲げるもの	①	5kg
12.菓子類	左に掲げるもののうち、 (1)ビスケット類、米菓及びキャンデー(ナッツ類、クリーム、チョコレート等をはさみ、入れ、又は付けたものを除くものとし、1個の質量が3g未満のものに限る) (2)油菓子(1個の質量が3g未満のものに限る) (3)水ようかん(くり、ナッツ類等を入れたものを除くものとし、缶入りのものに限る) (4)プリン及びゼリー(缶入りのものに限る) (5)チョコレート(ナッツ類、キャンデー等を入れ、若しくは付けたもの又は細工ものを除く) (6)スナック菓子(ポップコーンを除く)	①	5kg
13.食肉(鯨肉を除く)並びにその冷凍品及び加工品	左に掲げるもの	①	5kg
14.はちみつ	左に掲げるもの	①	5kg
15.牛乳(脱脂乳を除く)及び加工乳並びに乳製品(乳酸菌飲料を含む)		①	5kg
(1)粉乳、バター及びチーズ	(1)左に掲げるもの		
(2)(1)に掲げるもの以外のもの	(2)左に掲げるもののうち、アイスクリーム類以外のもの	①	5kg又は5L
16.魚(魚卵を含む)、貝、いか、たこその他の水産動物(食用のものに限り、ほ乳類を除く)並びにその冷凍品及び加工品		②	5kg
(1)生鮮のもの及び冷蔵したもの並びに冷凍品	(1)左に掲げるもののうち、冷凍貝柱及び冷凍えび		
(2)乾燥し、又はくん製したもの、冷凍食品(加工した水産動物を凍結させ、容器に入れ、又は包装したものに限り)及びそばろ、みりんぼしその他の調味加工品	(2)左に掲げるもののうち ○干しかずのこ、たづくり及び素干しえび ○煮干しし、又はくん製したもの ○冷凍食品(貝、いか及びえびに限る) ○調味加工品(たら又はたいのそばろ又はでんぶ及びうにの加工品に限る)	②	5kg
(3)(2)に掲げるもの以外の加工品	(3)左に掲げるもののうち、 ○塩かずのこ、塩たらこ、すじこ、いくら及びキャビア ○缶詰、魚肉ハム及び魚肉ソーセージ、節類及び削節類、塩辛製品並びにぬか、かす等に漬けたもの	①	5kg
17.海藻及びその加工品	左に掲げるもののうち、生鮮のもの、冷蔵したもの、干しり又はのりの加工品以外のもの	②	5kg
18.食塩、みそ、うま味調味料、風味調味料、カレールウ、食用植物油、ショートニング及びマーガリン類	左に掲げるもの	①	5kg
19.ソース、めん類等のつゆ、焼肉等のたれ及びスープ	左に掲げるもの	①	5kg又は5L
20.しょうゆ及び食酢	左に掲げるもの	①	5L
21.調理食品		①	1kg
(1)即席しるこ及び即席ぜんざい	(1)左に掲げるもの		
(2)(1)に掲げるもの以外のもの	(2)左に掲げるもののうち、冷凍食品、チルド食品、レトルトパウチ食品並びに缶詰及び瓶詰	②	5kg

※表示の内容量が上記の量目公差を超える欠量である場合や、検定証印等の無い「はかり」を取引や証明用として使用すると、勧告や公表などの行政処分を受けることがあります。

発行：全国特定市計量行政協議会関西地区会

大津市・京都市・大阪市・堺市・岸和田市・豊中市・吹田市・高槻市・守口市・枚方市・茨木市・八尾市
寝屋川市・門真市・東大阪市・神戸市・姫路市・尼崎市・明石市・西宮市・伊丹市・加古川市・宝塚市
奈良市・和歌山市・高松市・松山市・今治市・新居浜市・高知市

【関西地方・四国地方の特定市30市】